

地域産業委員会
令和3年4月15日

観光・国際都市部 資料 25 番

所管 国際都市・多文化共生推進課

多言語通訳サービスの充実について

現在配備している多言語通訳タブレットに加え、窓口に来庁することが難しい外国人区民への各種支援や照会等に対応するため、電話通訳サービスを導入する。外国人区民は大田区電話通訳サービス専用番号（050-3159-9993）への発信により、通訳オペレーターを介して担当部署との電話通訳が利用可能になる。

1 電話通訳サービス

(1) 利用方法

- ア 日本語での対応が難しい外国人区民が、大田区通訳専用番号（050-3159-9993）に発信
- イ 通訳オペレーターを介して代表番号経由で担当課と繋がる
- ウ 外国人区民・通訳オペレーター・担当課の3者間電話通訳開始

(2) 利用開始日 令和3年4月1日から

(3) 対応可能所属 大田区役所本庁舎内の内線がある所属

(4) 対応言語（13言語）英語、中国語、ネパール語、ベトナム語、タガログ語、ヒンディー語、ハングル、タイ語、スペイン語、ポルトガル語、フランス語、ロシア語、インドネシア語

(5) 対応時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

(6) 利用料金 無料（ただし、通話料は利用者負担）

(7) 周知方法 区ホームページ、ツイッター等

3 拠点 3 者間電話通訳サービス

